

令和8年6月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年6月30日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本庁舎4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	猶木 悟	1 1 番	白尾 親昭
2 番	大重 孝司	1 2 番	平 富士夫
3 番	市藺 由美子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	市野 たつ子	1 4 番	宮原 千年
5 番	長野 洋一	1 5 番	森山 良久
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	橋本 好文
7 番	三宅 利秋	1 7 番	松元 信道
8 番	扇藺 弘行	1 8 番	山下 妙子
9 番	緒方 清隆	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	内飴 達也		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	新村 秋弘	7 番	福ヶ迫 浩二
2 番	中村 博明	8 番	柚木 利雄
3 番	東村 和人	9 番	小門口 隆
4 番	福元 誠	1 0 番	中尾 和久
5 番	隈原 康男	1 1 番	松永 政裕
6 番	東 裕治	1 2 番	本村 正一

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
07. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
08. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
09. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係長 振興係主任主査

事務局 議長 議長 事務局 議長 委員 議長 議長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和８年６月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、１９名中１９名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ——— まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。 〔事務局 報告〕 ——— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ——— 次に、日程第１、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 『異議なし』 それでは、農業委員７番、農業委員８番に、お願いいたします。 ——— 日程第２ 会議書記の指名 ——— 次に、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。
---	--

——— 日程第 3 議案第 1 号 ———	
議 長	次に、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 1 4 番について、説明をお願いします。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1 ページから 4 ページです。今月の申請件数につきましては、1 4 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。 それでは、まず、1 番について説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町反土の畑が 1 筆で、面積が 2 3 0 m²、売買による所有権移転です。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 7 番です。調査報告いたします。令和 8 年 6 月 1 5 日、申請地から電話にて譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は 1 人で、農業用機械は、軽貨物、管理機、刈払機を所有されています。通作距離は、自宅から約 5 k m で、車で 1 3 分程度であり、問題ありません。譲渡人は、申請地を取得し、野菜等を栽培するとのことでした。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 2 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の田が 2 筆で、合計面積が 8 7 9 m²、売買による所有権移転です。 なお、本件は 5 月 1 4 日に開催されました、あっせん会議で合意が成立し申請がなされたものです。

議 長 委 員 議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	事務局 以上で、2番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員11番です。調査報告いたします。令和8年6月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、保全管理がなされており、取得後は、家畜用の飼料を作付されるとのことでした。労働力は、2人で、農業用機械は、トラクター5台、刈払機3台、管理機2台、軽トラック2台等を所有されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 次に、3番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、永瀬の畑が2筆で、合計面積が731㎡、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員16番です。調査報告いたします。令和8年6月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は2人、農業用機械は、すべて揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。 次に、4番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、永瀬の田が1筆で、面積が827㎡、売買による所有権移転です。 なお、次の5番でご審議いただく案件と関連があります。 以上で、4番の説明を終わります。
---	--

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 16 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 16 番です。調査報告いたします。令和 8 年 6 月 13 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請人は、先ほどの 3 番の譲受人の息子で、労働力は 2 人、農業用機械は、すべて揃っておりました。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 5 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、永瀬の田が 1 筆で、面積が 375 m²、売買による所有権移転です。 なお、申請地は、4 番の申請地と隣接しております。 以上で、5 番の説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 1 号の 4 番で、農業委員 16 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が 1 筆と畑が 3 筆で、合計面積が 4,481 m²、売買による所有権移転です。 以上で、6 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 6 番です。調査報告いたします。令和 8 年 6 月 18 日、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。畑と田の申請ですが、畑は樹木が植えてあり、そのままの形で管理するとのことでした。譲受人の労働力は、本人ほか 3 名です。農業用機械は、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、

委員	刈払機等を所有されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き7番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆で、合計面積が4,385㎡、売買による所有権移転です。 以上で、7番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員8番です。調査報告いたします。令和8年6月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、通常1人ですが、植つけ等は、家族が手伝うとのこと。農業用機械は、トラクター1台、移植機1台、噴霧器1台、中耕機1台、軽トラック1台等が揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き8番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町日木山の田が1筆で、面積が518㎡、売買による所有権移転です。 以上で、8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。令和8年6月15日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、調査しました。譲受人の労働力は1人で、農作業用機械は、トラクター、コンバイン、耕耘機等を所有しています。通作距離は、自宅から約5mで、徒歩1分程度で問題ありません。譲渡人は、申請地を取得し、稲作を行う

委員	とのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き9番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が2筆で、合計面積が2, 1 1 1 m²、売買による所有権移転です。 以上で、9番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和8年6月19日、代理人の行政書士と電話にて聞き取りを行い、調査しました。申請人は、福祉介護施設を運営されていまして、海外からの実習生を雇用されていて、その人達と農業もやっていこうという考えを持っておられます。農業用機械は、田植機3台、トラクター2台、コンバイン2台、その他軽トラック、フォークリフト、3 tトラック等を所有されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き10番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の畑が1筆で、面積が6 1 2 m²、売買による所有権移転です。 以上で、10番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員1番です。調査報告いたします。令和8年6月16日、行政書士と現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、1人ですが、息子がいます。農業用機械は、トラクター、田植機、軽トラックなど、一式揃っております。当申請

委員	は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き11番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆で、面積が231㎡、売買による所有権移転です。 以上で、11番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。令和8年6月15日、申請地を確認し、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、調査しました。譲受人の労働力は、本人と妻の2人で、農作業用機械は、トラクター、田植機、コンバインを必要に応じて借用することです。通作距離は、自宅から約1.2kmで、車で3分程度であり、問題ありません。譲渡人は、申請地を取得し、稲作を行うとのこと。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き12番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆で、面積が719㎡のうち内211㎡、売買による所有権移転です。 なお、残りの508㎡につきましては、議案第3号の7番で、ご審議いただく案件となっております。 以上で、12番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和8年6月

委員	19日、行政書士と電話にて聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、現在教職にありまして、自宅用の土地を取得するにあたり、その一部を3条申請にて取得されようとするものです。必要な機械は、自宅が完成して転居後に、耕作用の機械を買い揃えるということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き13番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆で、面積が971㎡、売買による所有権移転です。 以上で、13番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和8年6月19日、譲受人のご主人と電話にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、ご主人の父母三人で、自宅の前の畑で野菜を栽培されていて、農業用機械は、軽トラック、管理機、刈払機等を所持されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き14番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、下名の田が1筆で、面積が339㎡、売買による所有権移転です。 以上で、14番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員17番です。調査報告いたします。令和8年6月13日、行政書士を介しまして、譲受人宅を訪問して聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請人は、昭和50年に農地法3

	委員 条の許可申請をしましたが、当時の下限面積が40aということで、該当しないということで、仮登記のまま現在に至っているという状態でした。今般、下限面積要件が撤廃されていうことで、改めて申請するということです。申請地は、339㎡ということで、これまでも、近所の人に田植機とかリースでお願いしていたということで、当日は、ちょうど田植えの準備中でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委員 [質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員 [賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番については、原案のとおり、決定いたしました。
	———— 日程第4 議案第2号 ————
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は5ページ、申請件数については、2件となっております。 それでは、1番につきまして ご説明いたします。

事務局	申請人は、〇〇、申請地は平松の田が2筆で、合計面積は、1, 366㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、共同住宅となっております。申請理由は、共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇〇〇ー〇の雑種地62㎡と一体利用で、全事業面積は1, 428㎡です。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約300mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が田と宅地、北が用悪水路です。申請実現の確実性につきましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆で、面積は、296㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、貸駐車場となっております。申請理由は、貸駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇〇〇ー〇の宅地81.44㎡と一体利用で全事業面積は377.44㎡です。 参考資料の8ページに始末書が添付されております。内容としましては、草刈等の管理が困難になり、土地表面を固める工事を実施し、令和7年4月頃に月極駐車場として利用したが、農地法のこと承知していなかった旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、推進委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、推進委員３番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約５００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地（一体利用地）と市道です。申請実現の確実性としましては、始末書もあり、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委員 [質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員 [賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	———— 日程第５ 議案第３号 ————
議長	次に、日程第５、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から８番について、説明をお願いします。 まず、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、６ページから８ページでございます。今月の申請件数につきましては、８件となっております。 それでは、１番につきまして、ご説明いたします。

事務局 議 長	借人は、〇〇、他 1 名、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、畑が 1 筆で、面積が 4 8 8 m²のうち 2 2 0 m²です。権利の内容は、使用貸借権、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家で手狭なため、子供と共有で住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員 1 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 5 5 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑（残地）、南が里道、北が畑（残地）です。申請実現の確実性として、自己資金証明・融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山、田が 2 筆で、合計面積が 1, 1 1 5 m²です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、資材・土砂置場で、申請理由は、申請地に資材・土砂置場を建設し、自社の経営安定を図るためとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇の宅地 2 8 7. 0 0 m²と一体利用で、全事業面積が 1, 4 0 2. 0 0 m²となります。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から 3 年間 6 か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。 また、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可日以降の日付で 5 条の許可書を交付いたします。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約500mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が用悪水路、西が市道と宅地、南が宅地、北が里道と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、畑が1筆で、面積が412㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、郷里の始良市に帰ってくることになったため、居宅を建てたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約550mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と堤防、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が1筆で、面積が425㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申

事務局 議 長	請理由は、住環境が整っているため、宅地造成（２区画）したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇〇〇－〇の宅地２６１．８６㎡と一体利用で、全事業面積が６８６．８６㎡となります。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員１１番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員１１番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約１００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明・融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、５番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、５番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、畑が１筆で、面積が７５４㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、事業拡大や安定的な受注を得るため、資材置場を確保したいとのことです。 こちらの申請は、工事の完了の報告があった日から３年間６か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員４番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員４番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約７００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が用水路、西が畑、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にあ

議 長	委 員 りません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、地目は畑、1筆で、面積が165㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場・ドッグランで、申請理由は、ドッグラン・駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇〇〇－〇の宅地の19.50㎡、〇〇〇〇－〇の宅地20.08㎡、〇〇〇〇－〇の宅地460.40㎡と一体利用で、全事業面積が664.98㎡となります。 参考資料の33ページに面積超過の理由書が添付されております。内容といたしましては、小型犬のドッグランとして利用が見込めるため申請地と既存宅地部分を利用する旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約400mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他2名、土地の所在は、蒲生町下久徳、地目は畑、1筆で、面積が719㎡のうち509㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地〇〇〇－〇〇の宅地の一部42.31㎡と一体利用で、全事業面積が551.31㎡となります。 参考資料の38ページに面積超過の理由書が添付されております。内容といたしましては、申請地の北側及び西側が崖地となっており約57.12㎡が法面となっていることと併せて進入路がないため、通路、約42.31㎡を確保する必要があり、面積が超過した旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が畑（残地・3条申請地）、北が里道と宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長 事務局	次に、8番について、事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、地目は畑、1筆で、面積が343㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのことです。 以上で報告を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 11 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 600m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と雑種地と宅地、西が畑、南が田と畑、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 8 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 8 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第 6 議案第 4 号 ———
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1 番から 35 番について、事務局からの説明を求めます。

事務局	それでは、議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の９ページをご覧ください。 契約の始期は、令和８年８月１日を予定しております。新規２８筆、合計面積３６，０２６㎡、耕作者変更７筆、合計面積６，８２９㎡となっております。契約年数につきましては、３年間で４件、５年間で９件、１０年間で５件、変更に伴う残存期間が３件となっております。 契約の詳細につきましては、１０ページから１１ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地３５筆中２６筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。資料は１１ページです。３２番から３４番が〇〇委員、３５番が〇〇委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	これより、議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から３５番について、質疑に入ります。 なお、３２番から３５番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、１番から３１番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔農業委員１７番から〕 令和７年４月から、従来の利用権が農地中間管理権の設定に一本化され、貸し手、借り手、農地バンクの３者で契約を結ぶことになっています。事務の手続き上、農政課への「地域計画」にかかる意見照会も行われていますが、契約に至るまでの農業委員会の委員の役割が見えてこないと考えますので、その辺のところを、もう少し詳しく説明願います。

事務局	大まかな流れは、もともと利用権で結ばれていた方が終期を向かえた場合は、契約の手法が変わり、今回から農地バンクに移りますということで手続きを行います。これについては、そこまで問題はないと考えます。 新規の場合は、耕作希望の相談を受けて、地主さんのところに話に行って、合意が得られれば契約を結ぶという流れになりますが、その活動は、農地バンクが行うということではなく、委員の皆様もしくはコーディネーターが担っていくという形になります。 地域計画との関連は、年1回の話し合いのなかで、すでに目標地図ができ上がっていますが、耕作者がやめて空きが出た時には、もともと色塗りがされていた10年後の耕作者に、まず声をかけるという仕組みになっていますので、そこを参考にしながら集積を進めていく形になります。
委員	〔農業委員17番から〕 先月、農政課から渡された目標地図を見ますと、耕作者が決まっていない白地が多い状況ですが、10年後誰に集約していくかということで、年に1回の話し合いに向けて、委員は日々活動していくわけですので、総会に提出される農地バンクの契約の情報を確認しながら活動を進めていただきたいと思いますと考えます。
議長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から31番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から31番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、32番から34番の関係者、農業委員2番の退席をお願いします。 〔委員退席〕 それでは、32番から34番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議長	

議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３２番から３４番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３２番から３４番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員２番の着席をお願いします。 それでは、次に、３５番の関係者、農業委員７番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	それでは、３５番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３５番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３５番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員７番の着席をお願いします。

——— 日程第 7 ———	
議 長	次に、日程第 7、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。 別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。 県知事の認可日は、令和 8 年 6 月 1 7 日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和 8 年 7 月 1 日、新規 1 3 6 筆、1 8 1, 3 8 5 m²、耕作者変更が 1 1 筆、面積が 1 6, 4 0 4 m²となっております。 概要については、2 ページから 6 ページ、各筆の明細については、7 ページから 1 4 ページをご確認ください。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
——— 日程第 8 ———	
議 長	次に、日程第 8、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。今月は、4 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（6 月分）をご確認ください。離農、売買、中間管理機構への移行などの要因で解約がなされております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第9 ————
議 長	次に、日程第9、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	〔農業委員6番から〕 ○全国農業新聞の購読推進について
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	○全国農業新聞の購読について ○公務災害補償制度について ○自主研修（座学）及び委員研修アンケートについて ○駐車場の利用について ○サングラス着用について ○作業服の配付について
議 長	それでは、以上をもちまして、令和8年6月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____